



お知らせ

知事と市長の円卓対話の傍聴ができます

総合政策課 ☎382-9038 📠382-9040

と き 9月17日(火)14時30分～15時30分

ところ 市役所本館12階 1203 大会議室

テーマ

○地域医療体制の確保について
○地域公共交通の活性化について

定 員 78人(先着順)

申込み 不要

鈴鹿市地域福祉計画審議会の傍聴ができます

健康福祉政策課 ☎382-9012 📠382-7607

と き 9月24日(火)15時～16時30分(予定)

ところ 市役所本館12階 1202 会議室

定 員 10人(希望者多数の場合は抽選)

申込み 当日14時から14時25分まで会場で受け付け

広報活動に関するアンケート調査にご協力を

情報政策課 ☎382-9036 📠382-2219

インターネットなどの普及によりスマートフォンで情報を得る機会が増える中、広報媒体の利用状況などを把握し、DXの推進をはじめとした時代の変化に対応するこれからの広報のあり方を検討するため、アンケート調査を実施します。調査票が届いた方は回答にご協力ください。

※DX(デジタルトランスフォーメーション):デジタル技術を活用して暮らしをより良いものへと変革すること

対 象 市内在住の18歳以上の方の中から、無作為抽出した3,000人

回答方法 9月30日(月)までに、返信用封筒で返送または調査票記載の回答フォームで

支援対象児童等見守り強化事業の支援世帯募集

子ども家庭支援課 ☎382-9140 📠382-9142

対 象 市内在住の支援を必要とする子どもがいる世帯

※所得などの状況を確認し、市が生活支援や見守りが必要と認められた家庭が対象となります。

訪問期間 10月～令和7年3月

内 容 事業者が月2回程度家庭訪問し、世帯人数分の弁当やレトルト食品などの食材を配達します。また、子どもの日ごろの様子を聞き取ります。

※家庭訪問の際は、子どもや保護者との面談を自宅内で実施し、直接食材をお渡しします。

募集世帯 20世帯程度

料 金 無料

申込み 9月20日(金)までに、電話で鈴鹿市社会福祉協議会(☎373-5750)、または次の申込みフォームで

申込みフォーム



納税の休日窓口と国民健康保険料・納税の夜間窓口

納税課 ☎382-9008 📠382-7660

保険年金課 ☎382-9290 📠382-9455

ところ 納税課

内 容 市税・国民健康保険料の納付、納付相談、口座振替の手続きなど

◆休日窓口(市税)

と き 9月29日(日)9時～12時

◆夜間窓口(市税・保険料)

と き 9月30日(月)17時15分～19時

※北通用口は利用できません。南玄関からお越しください。

※夜間窓口で19時から20時までの時間帯に納付相談を希望する方は、事前にご連絡ください。

9月・10月は行政相談月間

市民対話課 ☎382-9004 📠382-7660

「行政相談」とは、国やNTTなどの特殊法人などの仕事について、皆さんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決促進を図る制度です。

※秘密は固く守られます。

◆行政相談(対面)

と き 9月20日(金)10時～12時、10月18日(金)10時～12時

ところ 市役所本館1階 市民ロビー

相談料 無料

◆行政相談(電話)

☎0570-090-110

※IP電話などを利用する場合は(☎059-227-1100)へお掛けください。

※相談内容の正確な把握のため、録音されます。

問合せ 三重行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課(〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎3階(平日8時30分～17時15分))

※上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。

オンラインゲームなどでの高額請求にご注意を

鈴鹿亀山消費生活センター
☎375-7611 ☎370-2900

「子どもがオンラインゲームで有料アイテムを購入していた」、「ライブ配信アプリで投げ銭を繰り返していた」などの理由でカード会社から高額な請求が来たという相談が後を絶ちません。保護者が意図しない子どものインターネット利用を防ぐためにも、利用制限機能の活用や、クレジットカード情報、暗証番号の管理をお願いします。

トラブルになった場合は、消費生活センターへご相談ください。

◆鈴鹿亀山消費生活センター

と き 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

○電話相談:9時～12時、13時～17時

○面談相談:10時～17時

ところ 鈴鹿ハンター 2階(算所2-5-1)

国民年金保険料

免除期間・納付猶予期間

の追納

保険年金課 ☎382-9401 ☎382-9455

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、老齢基礎年金額が低額になります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金額を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めることができます(老齢基礎年金受給中の方は除く)。

※免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

申込み 次の書類を持って直接保険年金課、または津年金事務所へ

・本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証 など)

・基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書 など)

問合せ 保険年金課、津年金事務所(☎059-228-9112)

図書館(本館・江島分館)

を休館します

図書館 ☎382-0347 ☎382-4000

蔵書点検と資料整理日のため、下記の期間休館します。

期 間 10月1日(火)～8日(火)

※休館中の本の返却は、本館・江島分館の夜間返却口をご利用ください。

守りたい大切ないのち

「自殺予防週間」

地域医療推進課 ☎327-5030 ☎384-5670

9月10日はWHO(世界保健機関)が定めた世界自殺予防デー、9月10日から16日までは自殺予防週間です。

大切な人の「いのち」を守るためには、周囲の人の気づきや声掛けが大きな支えになります。あなたの力で救える「いのち」があります。大切な「いのち」を守りましょう。

◆大切な人の「いのち」を守るための行動

○気づき 家族や仲間の変化に気づいて声を掛ける

○傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

○つなぐ 早めに専門家に相談するよう促す

○見守り 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※三重県こころの健康センターは、自殺予防・自死遺族電話相談(月～金曜日(休日・年末年始を除く13時～16時)、専門面接相談(予約制))を実施しています。相談したい方は、相談専用電話番号(☎059-253-7823 ☎0120-01-7823(三重県内のみ))へお掛けください。

市内小・中学校の

講師などの登録者募集

学校教育課 ☎382-7618 ☎382-9054

市内小・中学校の講師などの登録者(任用候補者)を募集しています。

募集職種 講師、養護助教諭、事務職員、学校栄養職員、介助員、支援員

※登録者の中から、必要に応じて、勤務条件・経験などを考慮して任用します。

申込み 市販の履歴書(写真貼付)、資格免許(教育職員免許状・栄養士など)を持って、直接学校教育課(市役所本館11階)へ

歯周病検診受診券を

送付しました

地域医療推進課 ☎327-5030 ☎384-5670

8月下旬に、対象の方へピンク色の封筒に入れて受診券を送付しました。この機会に検診を受けましょう。

対 象 市内に住民登録のある40歳(昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれ)・

50歳(昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生まれ)・60歳(昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれ)・70歳(昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ)の方

期 間 令和7年2月28日(金)まで

※必ず事前に電話予約をして受診してください。

※歯周病検診受診券が届いていない対象の方は、地域医療推進課へお問い合わせください。

鈴鹿市ものづくり企業フェア 出展企業の募集

産業政策課 ☎382-7011 ☎384-0868
sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

市の産業振興に向け、中小製造企業が交流を深め、販路の開拓、産業支援機関との連携、自社PRの機会を提供します。

対象 市内に本社または主たる事業所を有する中小製造企業者

とき 令和7年1月11日(土) 10時～16時

ところ 鈴鹿ハンター(算所2-5-1)

募集企業数 27社(先着順)

参加料 無料

申込み 10月31日(木)までに、直接、郵送、電話、ファクスまたは電子メールで、産業政策課ものづくり産業支援センター(〒513-8701 住所不要)へ

労働安全衛生法関係法令が改正されました

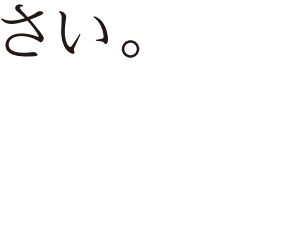
産業政策課 ☎382-8698 ☎382-0304

国内で取り扱われている化学物質の中には、危険性や有害性を持つ物質が多くあるため、労働者が安全に働けるように化学物質規制があります。

4月から、職場での化学物質規制が大幅に見直されました。詳しくは、労働安全衛生総合研究所ウェブサイトをご覧ください。

問合せ 化学物質管理無料相談窓口(☎050-5577-4862)

労働安全衛生総合研究所ウェブサイト



児童手当の制度改正と新規申請について

子ども政策課 ☎382-7661 ☎382-9054

令和6年10月から、児童手当の制度が改正されます。

今回の制度改正によって新たに受給資格が生じる世帯は児童手当の新規申請が必要です。対象の世帯へは児童名義で随時申請案内を送付します。同封されている記入例を参照し、ご提出ください。

◆変更点

○所得制限を撤廃

○支給期間を高校生年代まで延長

○第3子以降の支給額が月3万円

○支払月が偶数月の年6回

◆手当月額(児童1人当たり)

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	1万5,000円	3万円
3歳以上～高校生年代	1万円	

※すでに児童手当・特例給付を受給している世帯で、新たに支給対象となる高校生年代の児童が市内にいる世帯は、自動的に増額するため手続き不要です。

※大学生年代の兄弟がおり、高校生以下の児童と合わせて3人以上監護している方には、別途「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要です。

※児童の住民票上の住所地が市外の場合、市で対象者が把握できず、案内が送付できませんので、子ども政策課へお問い合わせください。

※現在、特例給付を受給している方は自動的に児童手当の支給に切り替わります。

※受給者が公務員の方は、勤務先で申請してください。

障がい者就職面接会

障がい福祉課 ☎382-7626 ☎382-7607

対象 一般企業への就職を考えている障がいをお持ちの方

とき 10月24日(木)・25日(金)

※会場の混雑を避けるため、個別に時間を指定します。

ところ イスのサンケイホール 鈴鹿

参加企業 障がい者雇用を予定している企業20社程度(予定)

参加料 無料

持ち物 鈴鹿公共職業安定所(ハローワーク鈴鹿)で交付される受付票、筆記用具

申込み 9月30日(月)までに、面接希望届を鈴鹿公共職業安定所(神戸9-13-3 ☎382-8609(部門コード43#))へ

※面接希望届は鈴鹿公共職業安定所窓口で入手できます。

※参加には鈴鹿公共職業安定所(ハローワーク鈴鹿)の利用登録と事前申込みが必要です。

手話言語の国際デー

障がい福祉課 ☎382-7626 ☎382-7607

9月23日は「手話言語の国際デー」です。国連総会で決議された「手話言語の国際デー」の決議文は、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう、社会全体で手話言語についての意識を高める手段を取ることとされています。

本市は、「鈴鹿市手話言語条例」を施行し、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進することで、手話に対する理解とその普及を行っています。

※詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

市ウェブサイト

手話施策

有料広告

庭木1本から承ります!

お約束

- 庭木1本より明瞭料金
- トイレはお借りません
- 土日でもOKです
- お茶はご遠慮します

見積無料!

広さを問わずお見積り

通常2,200円を
送料1,100円

営業時間 ガーデンサービス
9:00-17:00 【鈴鹿店】亀山市亀田町336

☎0120-61-4128

「広報すずか」に広告を掲載してPRサービス集客しませんか?

広報紙広告ならではのメリット

- エリアを絞った情報発信
- 地域での知名度向上
- 自治体発行の信頼度の高い広報媒体

株式会社ジチタイアド ☎092-716-1401

福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F 財源確保 株主

※株式会社ホープの広告事業は、2021/12/1付で「株式会社ジチタイアド」に会社化しております。

Honda Staffing Services

明日を夢みて働こう。

明日を夢みて、前向きに生きている人を応援したい。私たちホンダスタッフィングサービスは、幅広い求人情報をご用意。ライフスタイルに合わせた働き方や、キャリアを活かした仕事など、あなたの想いを受けとめ、企業との出会いをお手伝いします。

株式会社 ホンダスタッフィングサービス 鈴鹿営業所
〒510-0201 三重県鈴鹿市福生町7992番地
TEL 059(370)0247 URL https://hm-hst.co.jp

物件価格0円の空き家を手に入れてみませんか?

※物件価格は0円ですが、取得に伴い別途手数料や各種税金、登記費用等が発生します。

私たちは、物件価格0円の空き家を無償譲渡によって流通させる「0円物件マッチング」を提供しています。物件の一覧等、詳しくはホームページをご覧ください。

運営:(株)ジチタイアド akisol(アキソール)カスタマーサポート
電話:092-716-3300(直通)
所在地:福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F

akisol

※「広報すずか」の発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する責任は広告主に帰属します。

※有料広告掲載に関するお問い合わせは、情報政策課(☎382-9036)へ